

デジタル行財政改革における 行政データ利活用の取組について

デジタル行財政改革の必要性

新たな時代環境

- 少子高齢化（高齢化率：2022年：約29%⇒2050年：約37%）
- 生産年齢人口の減少（2022年：約7,421万人⇒2050年：約5,540万人、**▲25%（約1,881万人減少）**）
- 地域の人口密度の低下により公共サービス等（公共サービスに加えて公共性が高い民間の事業を含む）の生産性が低下し、必要な公共サービス等の提供が困難になることが想定
- 個人のニーズの多様化
- AI・5G・クラウドなどデジタル技術の進展
- セキュリティを確保した信頼性のある公共サービス等を提供する必要



急激な人口減への適応に向け、デジタルを最大限活用し、公共サービスや経済活動等の担い手を支援するための行財政改革を推進。

【取組方針】

1. 国民の暮らしを支える公共サービス等（医療・介護、交通、インフラ等）に関し、**システムの標準化・共通化**等で**現場負担を減らす**とともに、**デジタルの力**も活用して**サービスの質も向上**。
2. **技術の進展（イノベーション）**に即し、デジタル活用を最大限実現する**規制・制度（レギュレーション）**の再構築。
3. 一人一人の**人材の多様な働き方をデジタルで支える**とともに、誰でも簡単に使える**徹底的な行政手続・サービスのDX**を推進。

デジタル行財政改革会議の開催状況等

<開催状況>

- **令和5年10月** デジタル行財政改革会議発足
↓ <第1～6回 会議開催・議論>
- **令和6年6月** 第7回 「デジタル行財政改革取りまとめ2024」、
「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」を会議決定
↓ <第8～10回 会議開催・議論>
- **令和7年6月** 第11回 「デジタル行財政改革取りまとめ2025」、
「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」を会議決定

第一期

第二期

【これまでの成果（概要）】

- 教育・子育て、医療・介護、交通・インフラ、労働、福祉相談、防災等の**公共・準公共分野**において、**DX推進のための方針や制度、データ共有基盤の整備を推進**
- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく**業務・システム共通化等の推進**（共通化すべき業務・システムの対象をこれまでに11件決定、候補を12件選定）
- 「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づく**データ利活用制度の整備**（次期通常国会への法案提出を目指して検討中）
- **EBPMを行政データの「見える化」の観点から推進**し、教育、医療、介護等の分野において**政策ダッシュボードや政策改善対話を活用したモニタリング・改善**

基本的な考え方

急激な人口減少社会に対応するため、**利用者起点**でデジタルを最大限に活用して行財政の在り方を見直し、**公共サービスの維持・強化**や**社会的課題解決**を図るとともに、**地域経済活性化・経済成長**を実現する。

- ①個人の幸福・自由の実現、②企業の経済活動の拡大、③社会の公共的利便の増進、④行政サービスの効率化・高度化

バージョンアップの視点

デジタルライフライン全国総合整備計画等に基づく各府省庁の取組のうち共通インフラとなり得るものについて総合的な社会実装を目指す。

1. **地方創生2.0を後押し**（地方に死蔵するアナログの価値をAIやweb3等で再定義等）
2. **AIやその燃料となるデータの活用**で**産業・地域の変革**、**生活の質向上**、**行政の効率化・高度化**
3. **イノベーションに即したレギュレーションの見直しとDXの推進**、「無駄を削る」行革から**「行政を創り替える」行革へ**

各分野におけるDXの推進・レギュレーションの見直し

※太字は25年以降新たに取組む事項

教育・子育て	<p>◆教育データの利活用推進 「教育データ利活用ロードマップ」の改定【25年6月】、認証基盤の整備に向けた調査・技術実証【25～26年度】等</p> <p>◆校務DXの推進 ネットワーク環境の整備【25年度末まで】、次世代校務DX環境の整備【26～29年度】、高校入学選抜手続のDX等</p> <p>◆学校保健DXの推進 学校保健DX・欠席連絡（感染症情報）のデータ連携に向けた先行実装（TYPES活用）【25年度】等</p> <p>◆「プッシュ型子育て支援」の実現 子育て支援制度レジストリの整備・プッシュ型配信の仕組み実現【25年度中】、戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン化【26年度目途】、電子版母子健康手帳の原則化【25年度にガイドライン発出】等</p> <p>◆保育DXによる現場の負担軽減 保育業務施設管理プラットフォームの全国展開【26年度以降】、保活情報連携基盤の構築【25年度中】、保育現場のICT環境整備【25年度中にICT端末導入率100%】等</p>	モビリティ	<p>◆レベル4の自動運転バス・タクシーの実装加速 先行的事業化地域（10箇所程度）への支援策の集中等を通じた事業化の推進【26年度】、自動運転車に係るガイドラインの具体化【25年夏頃まで】、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築に係る法制度整備も視野に入れた検討等</p> <p>◆地域の自家用車・ドライバーを活用したライドシェア（自家用車活用事業等）の取組 全国の移動の不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、骨太方針2024等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など、公共交通手段の利便性が低い地域における移動の不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める。等 ※通学・介護、通勤・通学、買い物等の移動の確保が困難な住民が存在する地域など</p> <p>◆データ連携・活用等地域交通DX推進及び「交通商社機能※」の確立 交通サービスの高度化・データ活用・業務プロセス改革等の多様なテーマでの地域交通DXのベストプラクティス創出と標準化【25年度】、地産地消型マツグのための共通基盤整備等 ※満たされない移動需要の掘り起こしや、需給一体となったモビリティサービスの効率化に応える機能（モビリティロードマップ2025に基づき普及を図るもの）</p>
	<p>◆医療DXの推進 電子処方箋の新たな導入目標の設定【25年夏】等</p> <p>◆救急医療と消防のワンストップ連携 傷病者情報共有に係るプラットフォームの構築・民間救急システムとの連携（TYPES活用）、EMIS・マイナ救急との連携実現に向けた課題整理【25年度中】、全国統一基盤の展開の検討【26年度より】等</p> <p>◆介護現場の生産性向上 生産性向上推進体制加算の状況公表【25年夏まで】、ワンストップ相談窓口の設置【26年度末までに全都道府県】等</p> <p>◆福祉相談業務のDXの促進 相談記録プラットフォームに蓄積されるデータやAI等を活用した人材育成（TYPES活用）【25年度】等</p>		インフラ
福祉・介護	<p>◆防災DXの推進のための平時からの取組 ・災害時の情報共有体制の強化（防災デジタルプラットフォームの構築【25年末まで】、防災関連システム間のデータ連携等） ・避難者に対する支援のデジタル化（広域災害時の被災者情報共有の仕組みの全国展開、マイナンバーカード活用による避難者の状況把握等） ・災害時に活躍する人材へのデジタル支援（「災害派遣デジタル支援チーム（仮称）」制度の創設【25年度】等）</p> <p>◆スタートアップ等からの公共調達 知的財産の扱い・先行事例等に係るガイドラインの策定【25年夏】、セキュリティ評価制度（ISMAP）の見直し等</p> <p>◆アナログ規制の見直し 工程表に基づくアナログ規制見直し、自治体の条例等見直しの促進等</p>	<p>◆防災・スタートアップ</p>	

デジタル×地方創生

- ◆新しい地方経済・生活環境創生交付金等も活用しながら、データ連携基盤・認証アプリ等のデジタル公共財の共同利用・共同調達等を促進し、地域における先導的な取組を後押し。
- ◆令和の日本列島改造に向け、電力と通信の連携（ワット・ビット連携）により、電力と通信基盤を整合的・計画的に整備し、データセンターの地方分散を推進。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

- ◆標準化・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費への対応として、協議会で関係者の意見を聞いて取りまとめた総合的な対策に基づき自治体や事業者と協力して取り組む。
- ◆共通化対象の業務・システムについて、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会が同意した**共通化推進方針**に基づき、**国と地方が協力して取組を推進**。同協議会において引き続き**新たな候補を選定**。

データ利活用の推進（データとAIの好循環の構築）

- ◆**データ利活用制度の在り方に関する基本方針の策定**
→ 今後、**官民データ活用推進基本法の抜本的な改正**、新法など必要な検討を行い、**次期通常国会への法案提出**を目指す。
- <主な内容>
 - ・データ戦略の司令塔機能
 - ・トラスト基盤整備やデータ標準化・構造化、データ連携プラットフォームの信頼性確保等
 - ・AI開発を含めた統計作成等における本人関与の在り方や法の確実な遵守を担保するための事後的な規律の整備等、全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法改正案の早期提出
 - ・重点分野におけるデータスペースの整備、デジタル公共財の整備

行政データ品質・利活用体制強化・EBPMの推進

- ◆**EBPM推進等のための行政データの品質向上**
ジャパンダッシュボードの公開【25年夏】、各府省庁のデータ生成・利活用環境等の整備
- ◆**行政におけるデータ利活用推進に向けた体制整備**
デジタル庁における各府省庁支援体制の強化
- ◆**行政事業レビューを通じたEBPMの推進**
AI等を活用したレビューシート等のデータ活用、EBPM人材の育成、基金の点検・検証、RSシステムの改善

※太字は25年以降新たに取組む事項

データ利活用制度の在り方に関する基本方針（概要）

2025年6月13日 デジタル行財政改革会議決定
同日 デジタル重点計画の一部として閣議決定

将来像

データとAIが好循環を形成するデータ駆動社会を構築するため制度・システム・運用全体を再設計→人口減を克服しWell-Beingを実現。

検討の視点

A データ利活用による新たな価値の創造

B リスクにも適切に向き合いつつ
AI-Poweredな社会実現

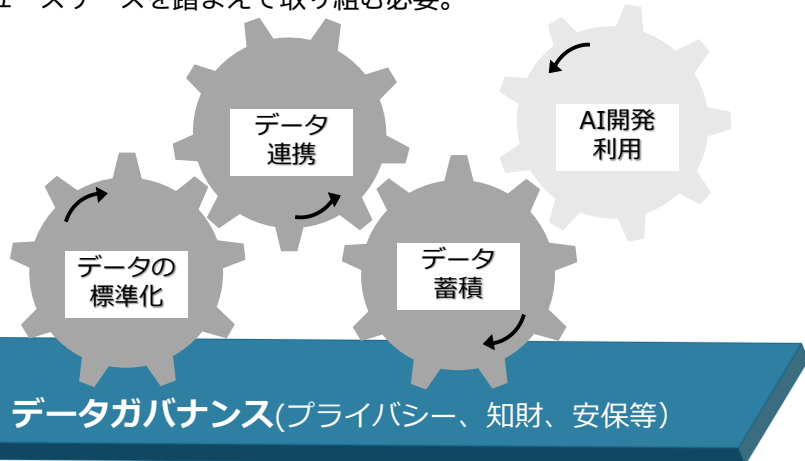
C 透明性・信頼性の確保
(プライバシー、知財、安保等)

※データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係。

分野横断の取組

① AI活用にも資する円滑なデータ連携を実現するデータ利活用制度構築、②AI開発を含めた統計作成等における同意にとらわれない本人関与の在り方等を含む個人情報法改正、③官民協働によるユースケース創出の取組を一体的に推進し、データとAIの好循環を形成。
(今後、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法などの必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す)

※具体のユースケースを踏まえて取り組む必要。



先行分野の取組

行政保有データの利活用

- ・政府におけるデータ利活用の分野横断的な統括機能の確立
- ・分野間におけるデータ連携の推進、識別子

医療データ

EHDSを参考にした創薬、医学研究などの二次利用を進めるための包括的・体系的な法制度、情報システムの整備等（来年夏目途に議論、法改正が必要な場合は令和9年通常国会提出を目指す）

金融データ

- ・家計の収支管理等の設計・点検を容易に行うために必要な金融情報の見える化に向けた取組を推進
- ・クレカについて令和7年度中にAPI接続に向けた対応の方向性・工程のとりまとめ

教育データ

自治体を越えた教育データの連携を可能とする認証基盤をGビズIDやJPKIを活用して整備（令和7～8年度に認証基盤の整備に向けた調査・技術実証等）

モビリティデータ

- ・標準化や活用事例のベストプラクティス創出推進
- ・官民のデータ連携・共有スキームとして「モビリティデータスペース」確立（令和7年度に先行自治体において取組開始）

主な検討事項

データの標準化

- データ連携を円滑化するため、国が重要分野のユースケースについて標準規格を策定

データ連携の推進

- 「データ連携プラットフォーム」制度の構築（個人情報や知財等が含まれるデータを安心して預けられるガバナンス（公平性、競争条件等）を確保）
- トラスト基盤の整備（事業者の真正性、実在性を確認するため公的な法人認証も対応検討（国際的な相互運用性確保））

データ蓄積・アクセスの円滑化

- 質の高いデータ収集（社会経済的に重要なユースケースについて義務的手法や補助金誘導等）
- デジタル公共財の整備

データガバナンス

- 個人情報保護の適正な取扱い確保（個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合における同意にとらわれない本人関与と必要なガバナンスの在り方、事後的規律の整備など、バランスの取れた早期の個人情報保護法改正）

デジタル行財政改革の2つの柱

直面する課題：公共サービスや経済活動の担い手不足（⇒量・質ともに影響）

人口減少・高齢化・生産年齢人口減

- ・総人口は約**16%**（約2,025万人）**減少**（2022年→2050年）
- ・**高齢化率は約29%から約37%**（約3,888万人）**に上昇**（2022年→2050年）
- ・**生産年齢人口は約25%**（約1,881万人）**減少**（2022年→2050年）

担い手不足による国民生活への影響が大きい分野の例

【医療・介護・福祉】

- ・高齢化等による需要増から、**必要な医療・福祉の就業者は約130万人増加**（2025年→2040年）
- ・高齢者人口の増加に伴い、**追加で約57万人の介護職員の確保が必要**（2022年→2040年）

【交通・インフラ】

- ・輸送・機械運転・運搬に係る**ドライバーは99.8万人不足**（2040年）
- ・建設後**40年以上の水道管路**が（約74万km中）**22%**（2021年度）。上下水道事業の職員数がピーク時（水道1980年度、下水道1997年度）と比べ**約4割減少**

【行政】

- ・需要と比して**地方公共団体の職員**（市町村・普通会計）は**約22%**（約18.5万人）**不足**（2045年）
- ・**国家公務員の採用試験申込者は29%減**（2015年度→2024年度）。特に一般職・技術系区分は**定員割れ**（採用予定1,682人に対し476人不足：2025年度）



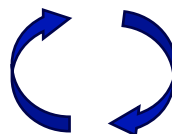
デジタル行財政改革の2つの柱

1. 公共サービス等の強靭化

- ・限られた担い手で効果的・効率的なサービス提供を実現
- ・国民の命と健康、暮らしを守る分野のDXに重点的に取り組む

医療・介護DX

交通・インフラDX



相互補完して
担い手対策
を加速

2. 現役世代の活躍を支える働く環境整備

- ・限られた担い手の力を最大限発揮できる環境整備を実現
- ・子育て等に取り組む現役世代を支えるDXに重点的に取り組む

働く環境DX

行政手続・サービス等DX

デジタル行財政改革の重点分野（担い手支援重点DXパッケージ）

1. 公共サービス等の強靱化

<医療・介護DX>

◆医療DXの推進

（電子処方箋、電子カルテ等の導入推進、リフィル処方・長期処方の推進、救急・消防ワンストップ連携等）

◆介護現場の生産性向上

（居宅系サービスを含むサービス類型等に応じた生産性向上の取組の推進、政策ダッシュボードの改善等）

<交通・インフラDX>

◆自動運転の事業化推進（事故原因究明体制の構築を含む）

（先行的事業化地域10か所程度を選定、事故原因究明体制について法制度の整備も視野に入れて更なる検討等）

◆上下水道DX・経営の広域化の推進、地下インフラ管理DX

（人工衛星を用いた水道の漏水検知、上下水道施設点検におけるドローンの活用等）

2. 現役世代の活躍を支える働く環境整備

<働く環境DX>

◆働き方改革の見える化、副業・兼業等多様な働き方を 実現する環境の整備

（勤務状況ダッシュボード、マイナンバー提出オンライン化等労務手続のデジタル化等）

◆公務員の働く環境DX

（ガバメントA I 源内等を活用した政策形成の高度化・業務省力化、行政データ利活用等）

<行政手続・サービス等DX>

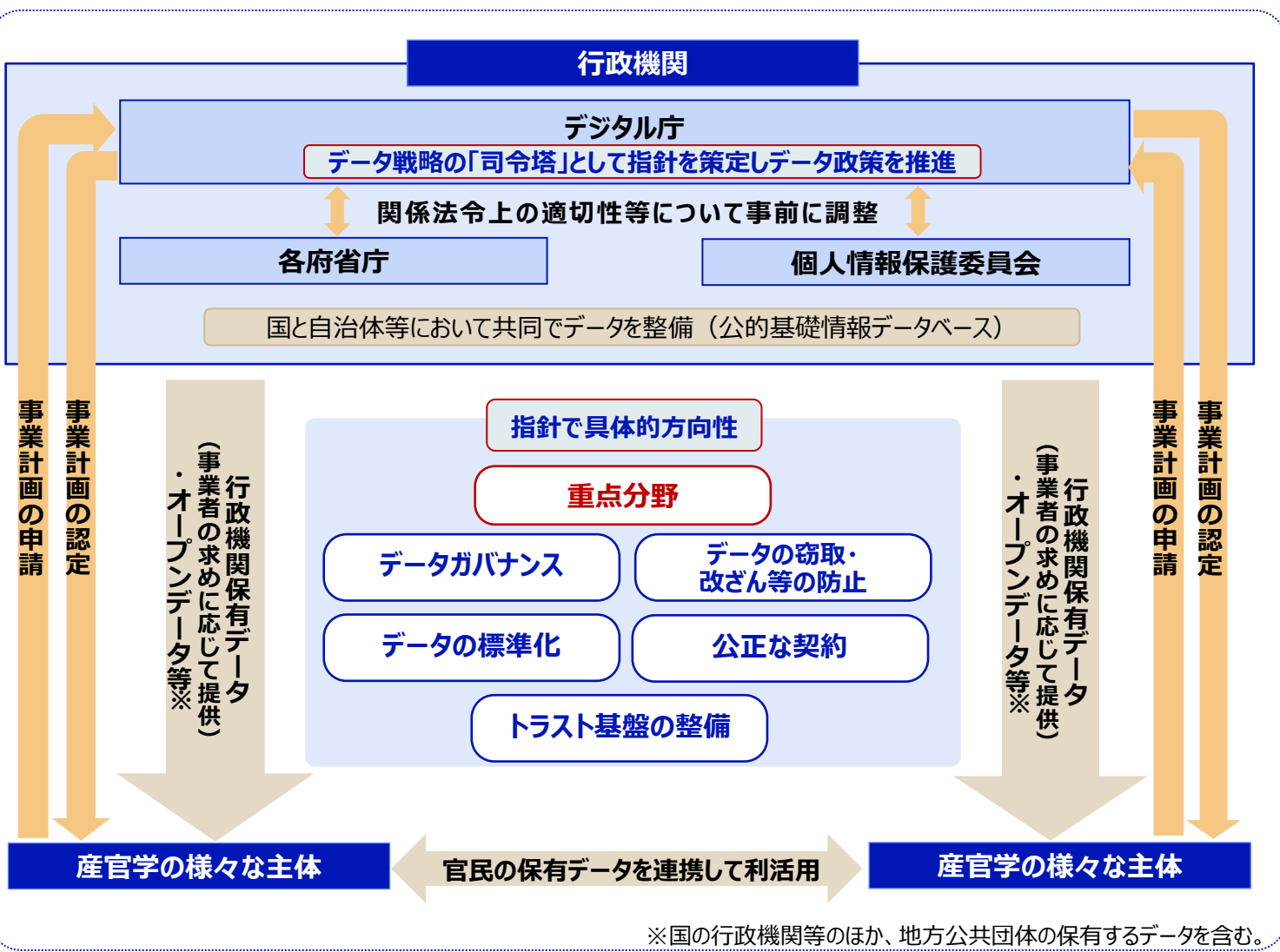
◆子育て関連の行政手続・サービスのDX

（出生関連手続のオンライン一括申請に向けた環境整備、子育て支援制度のプッシュ型情報配信、保活ワンストップシステム（保活情報連携基盤）の全国展開等）

◆学校保健DXの推進

（保護者・学校・医療機関間の学校保健情報の連携）

データ利活用の促進のための法整備について



デジタル行政推進法の一部改正

- デジタル庁の司令塔機能を具体化するため、デジタル行政推進法を改正し、下記の措置を講じる。
 - ① 指針の策定
 - 国の保有するデータを活用して行う事業について、**指針を策定**。
 - **重点分野や、データの安全管理その他の重要事項**（ガバナンス、セキュリティの在り方、標準化、トラスト等を想定）の**基本的な方向性**を示す。
 - ② 事業計画の認定
 - 事業者が、指針の方向性に沿って、国の保有するデータ（※1）を活用した事業を行う場合には、当該**事業計画について、国による認定**を受けられるようにする（※2・3）。
 - ※1 保有データの種類・属性については広く認めることを想定。
 - ※2 複数事業者による共同事業のほか、一の事業者による活用も可能。
 - ※3 計画認定時における情報セキュリティ面からの協力等を行うため、情報処理促進法を改正し、情報処理推進機構（IPA）に係る規定を整備。
 - 認定を受けた事業者のメリットは以下のとおり。
 - (a) 当該事業における**データガバナンスやデータセキュリティ等が指針に照らして適切であることについて確認**。
 - (b) 認定に際し、**個人情報保護法上の適切性について個人情報委が迅速に確認**（事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能。）。
 - (c) 認定に際し、事業に関係する**法令上の適切性等について関係行政機関と調整**（事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能。）。
⇒ デジタル庁が**当該事業の実施における法令上の懸念をワンストップで各省庁に確認**することで事業者の負担を軽減。
 - (d) **国等に対し、当該事業に必要なデータの提供を求めることができる**。
 - (e) 当該事業の実施に当たっての**データの安全管理に関して、IPAから必要な支援**。
※その他、認定事業として対外的な周知等による**信頼性の確保・事業実施の円滑化等**が期待される。
- その他、国と自治体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る金銭の保管に係る規定等を整備。

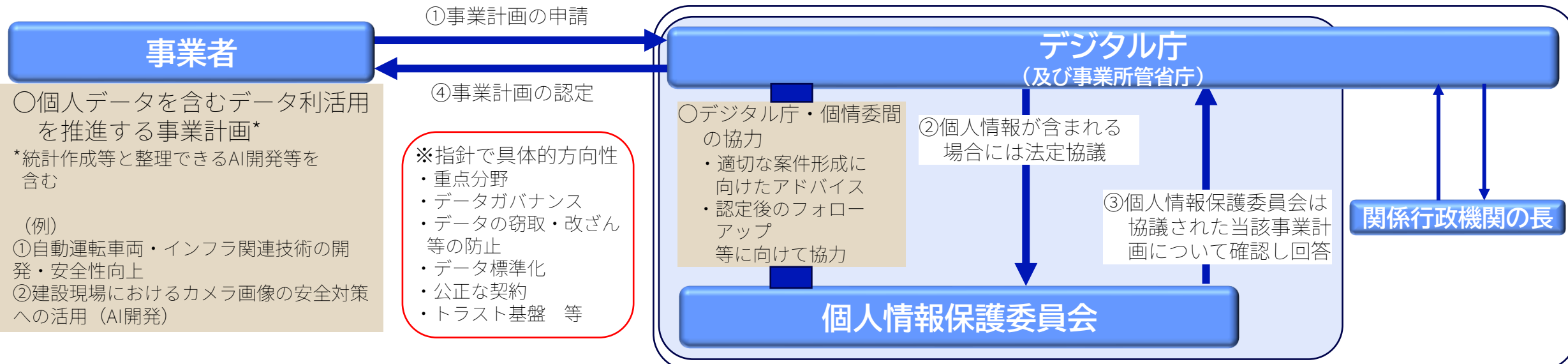
データ利活用制度の在り方に関する基本方針に基づく制度整備（検討状況）

- 本年6月に決定した「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき、保護と利活用のバランスを考慮しながら、AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進する。

<制度スキームのイメージ（案）>

データ利活用関係法制

- デジタル庁は、国の保有するデータを活用して行う事業について、重点分野や、データの安全管理その他の重要事項の基本的な方向性を示す指針を策定。
- デジタル庁（及び事業所管省庁）は、協議等を経て、データ利活用の事業計画が指針に照らして適切であることの確認や、関係する個人情報保護法等の法令上の適切性について確認することで、個人データ含むデータの適正な取扱いと透明性を確保。
- 国が保有するデータの利活用を促進する仕組みを整備。



個人情報保護法の一部改正

- 個人情報保護法を見直し、AI開発等を含む「統計作成等」のための第三者提供等に関する制度整備を行うことにより、適正なデータ利活用の円滑化に寄与。（あわせてガバナンスの確保や規律遵守の実効性確保に向けた事後的な措置を整備）

※その他、国と自治体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る金銭の保管に係る規定等を整備。

想定されるユースケースのイメージ

① 自動運転車両・インフラ関連技術の開発

・自動車メーカーや損保会社の保有するGPSデータや画像データのほか、国が保有する国土、都市、交通等に関連するデータ、自治体等が保有する土地、建物、インフラ等に関する様々なデータを組み合わせることで、自動運転車両やインフラ関連技術の開発等を行う。



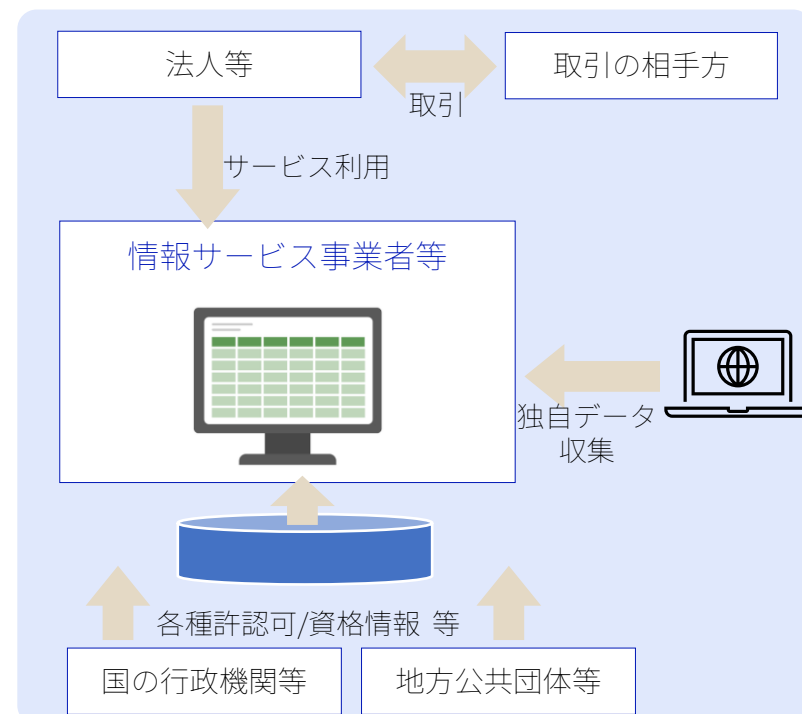
② 建設現場におけるカメラ画像の安全対策への活用

・建設分野における人手不足を踏まえ、建設現場での安全管理を確保するため、ヒヤリハット事例等を的確に把握し、予防的な対策を講じることが必要。
・建設現場に設置されている防犯カメラの映像データを活用し、AIによる危険行動の自動検知や作業状況の分析により、安全管理やリスク対応の高度化を図る。



③ 取引相手先確認のための国等のデータ活用

・現状、金融機関等の法人等が取引する際、相手方が保有する許認可情報や資格情報等について、その都度、相手方等から提出を求め、双方の負担となっている。
・国や地方公共団体が保有する様々な営業認可や資格情報等を適切にAPI等で提供することで、取引の相手先の確認コストを削減し、生産性の向上等につなげることができる。



行政データにおける機械判読性に関するルール（ポイント）

- ・データ整形にかかるコストを減らし、AI・データ利活用を推進するため、行政データの機械可読性を担保するルールを整備
（データ利活用制度の在り方に関する基本方針（令和7年6月13日閣議決定）、人工知能基本計画（令和7年12月23日閣議決定）等）
- ・国の行政機関が今後作成するテーブルデータ（オープンデータ）を対象
- ・各府省の取組を促すに際し、3段階の水準を設定して順次取組

レベル	基準	具体的なルール	
レベル1	閲覧・転記可能 表形式データとして最低限の機械処理が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイル形式はExcelかCSVとする ・ 1シート（ファイル）に複数の表を掲載しない ・ データが分断されていないようにする ・ データ本体と無関係な情報は含まない ・ すべての列に意味が推測できる項目名を入れる ・ スペースや改行等で体裁を整えない ・ 1セル1データとする ・ 機種依存文字を使用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空白とゼロが明確に区別されている ・ オブジェクトを使用しない ・ 書式でデータの違いを表現しない ・ セルの結合をしない ・ 不要な行や列は非表示のまま残さない ・ 1行1データで表現する ・ 文字列にカンマが含まれているフィールドの値をダブルコーテーション（"）で囲む
レベル2	集計・分析可能 統計的な集計・分析作業が前処理なしで即座に実施可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値データは数値属性とし、文字列を含まない ・ データ内での項目名等の省略をしない ・ 各列が一意に識別可能な項目名を持つこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択肢回答を標準化する ・ 選択肢列と「その他」の詳細記入を分離する ・ 数式を使用している場合は数値データに修正する
レベル3	連携・自動化可能 異なるデータセット間での結合・比較分析、プログラムによる自動処理が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目名行から始まり、次行からデータ入力とする ・ 回答のコード表は別添とする ・ 数値データの同一列内に特殊記号（秘匿等）を使用する場合はその定義を明記する ・ データの単位を記載する ・ 時間軸の表記は標準化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コード又は正式な地域名称を表記する ・ 年によりフォーマットが著しく異ならないようにする ・ データの定義や更新履歴を記載する ・ データは縦持ち形式とする

今後の予定

- 3月 各府省庁DX推進連絡会議・デジタル社会推進会議幹事会決定
- 4月～ 各府省において運用開始